

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
48	興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項	興行場の営業の許可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条に規定される措置を講じることのできる施設であること。
- (2) 盛岡市興行場法施行条例第2条による設置の場所の基準を満たすこと。
- (3) 盛岡市興行場法施行条例第3条による構造設備の基準を満たすこと。
- (4) 盛岡市興行場法施行条例第5条に基づき、客席部が屋外に面している興行場並びに仮設及び臨時の興行場であって保健所長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、前記(3)の構造設備基準の全部若しくは一部を適用せず、またはこれらの規定による基準を緩和することができること。
- (5) 盛岡市興行場法施行細則第2条による申請について、施設図面等の関係書類が添付されていること。

2 標準処理期間は、20日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。